（参考４）　　　促進計画記入例

**電話番号は常に確実に繋がる電話番号を記入してください**

**氏名や住所等は、明確に分かり易く記入してください**

第１　中間管理権の設定関係（出し手⇒機構用⇒受け手）

　１　各筆明細

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整理番号　　　　 | 契約関係者 | 氏名又は名称 | 住所・電話番号 |
|  | 農地中間管理機構に中間管理権を設定する者（Ａ） | **愛　媛　　太　郎**㊞ | **〒　〇〇〇―△△△△　　　　（電話番号：　〇〇〇〇―××××―□□□□）****愛媛県〇〇市△△町◇丁目×××** |
| 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者（Ｂ） | **伊　予　　一　郎**㊞ | **〒　〇〇〇―△△△△　　　　（電話番号：　〇〇〇〇―××××―□□□□）****愛媛県〇〇市△△町◇丁目×××** |
| 農地中間管理機構（Ｃ） | **公益財団法人えひめ農林漁業振興機構****理事長　　　○○　○○**　　　　　　　　　㊞ | **〒　７９０―０００３　　　　　（電話番号：　０８９―９４５―１５４２）****愛媛県松山市三番町四丁目4番地１** |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 権利を設定する土地（Ｄ） | 設定する中間管理権及び利用権（Ｅ） | 権利を設定する土地のＡ以外の権原者等（Ｆ） | 備考 |
| 所　　在 | 地番 | 現況地目 | 面　積㎡ | 権利の種類 | 内容 | 存続期間 | 借　賃円 | 借賃の支払方法 | 住所 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |
| 始期 | 終期 |
| **〇〇市△△町×××****〇〇市△△町×××** | **１００****２００** | **田****田** | **１,０００****２,０００** | **賃借権****賃借権** | **水田として利用****畑として利用** | **令和７年　８月11日** | **令和17年３月31日** | **５,０００****１０,０００** | 【ＣからＡへの支払い】毎年**２月26日**にＡの指定口座へ振り込む。なお、第１回目の振込は、**令和８年２月26日**とし、振込金額は、賃借権の設定日（始期）から**令和８年３月31日**までの月割金額とする。【ＢからＣへの支払】毎年**２月20日**にＣの指定口座へ振り込む。自動口座振替の場合は、**16日**の引落とする。振替日が休日の場合は翌営業日とする。なお、第１回の振込は、**令和８年２月20日**とし、振込金額は、賃借権の設定日（始期）から**令和８年３月31日**までの月割金額とする。 | **〇〇市△△町×××****〇〇市△△町×××****〇〇市△△町×××****〇〇市△△町×××** | **愛媛　次郎****愛媛　三郎****共有者の同意が必要****赤野　他人****別野関係者****他の権原者の同意が必要** | **所有権****所有権****抵当権****地上権** | **㊞****㊞****㊞****㊞** |  |
| **〇〇市△△町×××** | **３００** | **畑****始期は、できる限り毎月の１日、11日、21日でお願いします** | **１,０００** | **使用貸借による権利** | **畑として利用** | **令和７年　８月11日****借賃は、できる限り筆ごとに記入してください** | **令和17年３月31日** | **０** |

（記載注意)

(１) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。

(２) 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

(３) Ｄ欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きする。なお、１筆の一部について利用権が設定される場合には○○○○㎡の内○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する｡

(４) Ｅ欄の「内容」は、当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

(５) Ｅ欄の「始期」は、原則として、毎月の１日、11日、21日のいずれかの日とする。

(６) Ｅ欄の「借賃」は、当該土地の１年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃）の額を記載する。

(７) Ｅ欄の「借賃の支払方法」について、第1回の借賃の振込は、設定日が４月から９月までは翌年２月26日又は翌年２月20日とし、当該期間の月割金額とする。また、10月から翌年３月までは、翌年の８月26日又は翌年の８月20日とし、当該期間の月割金額とする。但し、自動口座振替を選択した場合は、２月20日は２月16日及び８月20日は８月16日とする。なお、16日又は20日が休日にあたる場合は、翌営業日とする。

(８) Ｆ欄は、Ａ欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。